

第5回 八尾市史跡保存活用審議会（概要）

日時：令和元年10月7日（月）10時～12時

場所：八尾市役所本館 603 会議室

開催日時：令和元年10月7日（月）10：00～12：00

開催場所：八尾市役所本館 603 会議室

出席者：委員 学識経験者7名

欠席者1名

オブザーバー：大阪府教育庁文化財保護課職員1名

事務局：生涯学習担当部長、生涯学習担当次長、文化財課職員3名

【はじめに】

1. 開会挨拶（生涯学習担当部長）

【議事内容】

2 議事内容

1. 史跡由義寺跡の保存・活用について

・第1章 保存活用計画策定の沿革・目的について

会長：保存活用計画の内容について検証する。

事務局：本計画における由義寺等の文言を定義づけし、検討すべき内容の概要を記している。また、令和2年度に本市の総合計画を策定予定なので、今後追記を予定している。

B 委員：八尾市における弓削氏の存在、役割をクローズアップして、弓削寺、由義寺の位置付けをはっきりさせてはどうか。

会長：周辺には古墳もあり、地域の有力者との関連も必要になってくる。地域計画等で他の歴史資産を繋ぐうえで弓削氏は核になるので、しっかりと書く必要がある。

・第2章 史跡由義寺跡の概要について

事務局：指定に関する経過等の事実の確認、文化庁による指定評価の抜粋、歴史的環境、周辺の概況を記している。今後、各委員のご意見をもとに追記していきたい。

D 委員：大阪外環状線の東側で堀が出ているが、この保存活用計画が出た時には、発掘調査の報告書は既に刊行されていると思うので、関連遺構が見つかったことを明記した方がいい。

会長：調査については、最新のデータを書き込んでもらいたい。

C 委員：年号と西暦の書き方について、統一すべきである。

会長：用語の使い方などそれぞれの分野で指摘事項があるかと思う。
地域の歴史が分かってよいが、書くべき内容はこれでよいか。

F 委員：弥生時代の記述は分けた方がよい。

会長：弥生時代でも、弓削遺跡が出ているので、クローズアップしていただきたい。

B 委員：年表に、道鏡についての説明が思う。

会長：八尾の重要な歴史なので、年表にも書いていただければと思う。

未指定文化財が掲載されているが、掲載しているものは、未指定文化財の一部だとしなないとい

けない。法制度の話が出ているが、大阪府から意見は。

大阪府：この保存活用計画ができる時には、大阪府の文化財保存活用大綱もできるので、どう盛り込むかは相談したい。

・第3章 史跡由義寺跡の本質的価値について

事務局：由義寺そのものの評価は、文化庁評価に立脚してまとめている。史跡由義寺跡を構成する要素を分類し、実際に史跡管理に必要となる構成要素を抽出している。また、指定地の周辺地域を構成する要素として、由義寺関連遺跡群を位置付けている。

D 委員：章立ての問題だが、全体の様式を整理していただきたい。

本質的価値を構成する要素は重要である。これを前面にアピールして、なぜすごい遺跡なのかを示してほしい。

会長：調査時の遺構、周辺遺跡についても写真をいれるなど調整と工夫をしてもらいたい。また、調査成果があるので、遺構図を入れてもらいたい。

D 委員：大阪外環状線の東側の遺跡はここに書いた方がいいかもしれない。

C 委員：遺構図を示して、本質的価値を持っているのは塔基壇のこういうところだということはもう少し強調する必要はある。

F 委員：なぜここに寺院が作られたかということは、地形とも関係するので、地形図や地質図をつけると分かりやすい。

会長：大和川付け替え以前の流路が分かるといい。

E 委員：古代寺院の部分で、文化庁は『由義宮を中心とした地域』と記しているが、『由義宮を中心とする西京』としてはどうか。

会長：文化庁による由義寺の評価とあるが、審議会の答申を受けて、文化庁が官報告示するので、評価を誰がしているのかについては、確認してほしい。

大阪府：瓦などの出土遺物は本質的価値を構成する要素にはならないか。

D 委員：瓦は本質的価値に入ると思う。出土遺物が塔の造営のあり方を証明している。瓦は、官寺であったことを証明している唯一の資料であり、本質的価値にこういう要素を入れ込むべきだ。塔基壇の造営が官であるという高い価値がある。

会長：本質的価値を構成する諸要素の概要について指摘があったが、瓦も重要な要素だという一文をいれるとよい。

・第4章 史跡由義寺跡の現状と課題について

事務局：計画策定の基本となる、保存管理、活用、整備の各項目の現状と課題をまとめている。「現状」を把握し、それに対して「課題」の抽出という対応関係で記している。

G 委員：地域からは、国史跡という看板はあるが、誰にでも分かるようにならないかとよく言われる。周りがフェンスで囲われているので、地域の人や歴史愛好家が入るのを躊躇している。もう少しアピールできる方策を検討してほしい。基壇復元の話もあるが、現場に行っても何も分からないので、見える形で示すという方法も含め検討してほしい。

会長：そういうことは盛り込む必要がある。今後の整備については、現状は委員の言われたとおりでと思うので、よろしくお願ひしたい。

C 委員：仮整備の造成の断面図があるが、保護層がどれだけあるかは重要である。発掘したところは遺構面が分かっているので、遺構面はしっかり入れた方がよい。

寺域全体が大阪外環状線によって分断されていることは活用の障害になる可能性がある。例えば、分断されているところを繋ぐ陸橋をつくるという話に繋がっていくので、全体を見据えて書き込んだ方がいい。

活用について、看板が10月に設置されたことは、市民の方に見てもらうための活用の試みとして実績に書いた方がいいと思う。

会長：分断されている現状はあるが、アクセスも活用のうえでの課題になる。例えば、バスの駐車場がない。歩く場合は駅からのルートということもある。これは、どこかで考えるべき問題だと思う。

D委員：保存管理と活用について、現状、課題、次章での解決策という流れを組み直した方がよい。

会長：表の作り方と、表と文章の対応の仕方の2点について、整理してもらいたい。

・第5章 史跡由義寺跡の保存活用の基本方針について

事務局：現状把握、課題抽出から保存活用計画で必要となる基本方針、方向性を記したところである。

方向性とは第4章で整理した課題解決するための目標ともいうべきもので、以降の章の記載内容によっては、付け加えたりすることがある。

B委員：保存管理、活用、整備等を網羅するのが第5章ということであれば、第5章が第一部、その中に1章、2章があり、第9章が第二部になる。保存活用を印象付けるには、章立ての構成を変えてはどうか。

会長：基本方針が別々にあるなら、各章の冒頭でもよいが、現状では第5章をつくる意味がある。章立てを検討するという事なので、その内容を改めてみたい。

事務局：第4章から第5章への流れが見えていないので、表題をつくれるかは検討したい。由義寺全体を貫く基本方針のようなものがあると思う。第4章からの流れについては検討する。

・第6章 史跡由義寺跡の保存管理について

事務局：保存管理は、特有の現状変更がなく、文化財保護法に基づいた取扱いを記している。追加指定については、由義寺の範囲確認に基づく拡大を基本として、史跡指定地周囲の埋蔵文化財包蔵地について、遺構確認調査実施の検討を行うとしている。

今後の追加指定の民有地の対応について検討してほしいという意見と、イベントの実施や施設整備について、現状変更の取り扱いについても明記すべきではないかというご指摘をいただいている。

会長：イベントについては、内容によっては弾力的にいけるという意味か。追加指定は書きぶりが難しく、由義寺に関する新たな遺構が発見された場合と限定しているが、由義宮が見つかった時はいいのかとも読み取れる。「由義寺等」とするか「由義寺関連遺跡群」とするか、追加指定の可能性は広めにとった方が保存活用計画としてはよいと思う。

F委員：本質的価値に、瓦も位置づけるとなったが、保存管理の方向性の中に、遺構だけを対象にするのではなく、重要な遺物についても記載した方がよい。

会長：例えば、堺市の土塔でいうと、先に土塔が国史跡になって、あとで出土遺物が重要文化財に指定されたこともあるので、遺物をおざなりにするのはよくない。

重要文化財になったら重要文化財として保存管理が始まるが、それまでの間は、この計画で扱うべきという考え方は成り立つ。

大阪府：遺物の管理についても明記すべきである。

会長：保存管理の中では、そういうことも含めて記載してもらいたい。

・第7章 史跡由義寺跡の活用・第8章 史跡由義寺跡の整備について

事務局：第7章では具体的な活用の方法を示すが、活用と整備は一体的なものなので、第7章、第8章はセットととらえている。次回は学校教育における取扱いを踏まえ、史跡由義寺跡をどのように活用できるか検討したい。

史跡指定地を活用するためのゾーニング、由義寺を象徴する塔基壇の復元整備の方法、上屋建物を復元できないのでVR/AR技術の活用の検討に加えてガイダンス施設の役割・機能の検討が必要になる。その他案内等に必要な設備（説明板等）、便益管理施設の設置も検討が必要である。

D 委員：本質的価値の活用にはどういうものがあるのかを明記して、それに関する活用事例を表にした方がよい。第7章は市民の関心が高いので、その視点を重要視しながら、書いていくべきだ。

C 委員：第7章はソフト面が中心であるが、巨大な塔基壇を現地で感じてもらうための活用の仕方も考えられる。第7章と第8章はリンクするところがあるので、うまくまとめてほしい。

会長：地域の人に使ってもらうには、見て分かるようにしてほしいという要望もある。これは活用、整備の課題になるので、重視してほしい。

C 委員：遺構を知ってもらうのは活用の第一だ。地域住民にとっては、広場的な空間、生活空間としての公園という意味もあるので、広く考えてほしい。

F 委員：歴史体感ゾーンは分かりやすいが、地域活用ゾーンは具体的にどういう活用を考えているか。

事務局：子ども達への教育や日常的な憩いの場、一般的な公園として活用するというのが地域活用ゾーンである。また、非日常の部分で、歴史的なイベントとは別に地域のイベントを想定できる空間としての活用も考えるゾーンにしていきたい。

F 委員：地域の方は、歴史を学びたい時に行くということではない。歴史に偏った内容では、公園に行くチャンスが少なくなる。いつも遊んでいたところに基壇があって、歴史を体感し、それを大きくなくなって思い出したりと、日々の生活に取り込まれるような空間になることが理想だ。そうした時に、地域活用ゾーンをどういうふうにするかが大事だ。

会長：地域の人にとって憩いの場となり、長く愛着を持ってもらう仕組みを計画に盛り込んでいただきたい。堺市の土塔では、地域の人から毎朝夜明けとともに散歩するのが日課で、それが楽しみだという話があった。それくらい愛着を持って、地域に愛される公園になるといい。

C 委員：塔基壇の高さを強調した形にすると、一体的に公園が使えなくなる。逆に基壇を平面表示にすれば一体的に公園が使えることになるので、どういう使い方をしてもらうかを想定することで整備の方法が変わってくるので、活用をどう捉えるかは非常に重要だ。

事務局：ゾーニングも含めて考え直したい。活用方法がまずあって、地域の人が利用でき、親しみをもって来てもらえるような、ゾーン分けを再検討したい。

会長：緑地は必要だ。木陰のない史跡公園は人が来ない。熱中症の心配もある。古代の寺院跡には緑地がないことが多いが、緩衝緑地ゾーンは必要であり、工夫していただきたい。

C 委員：第8章はいくつも事例があるが、最終的にどれにするかは示すのか。

事務局：塔基壇を平面表示にするか立体表示にするかということだけでも議論になるので、あくまで方法論の提示に留めたい。おそらく塔基壇周辺に廻廊や門といった遺構が出てくると、塔基壇も含めて表現方法そのものは変わらと思う。整備手法を定めるうえで、各手法と活用とをリンク

させた方が、より具体的になる。

G 委員：地域の遺跡ではなく日本の遺跡として、地域の若年層が継承できるように、大きな形で考えていただいて、見ても分かるような形にしてくれるとありがたい。

会長：全国的にも注目されているので、本格整備前でも仮整備をして、地域の人はもちろん、外から来られる人に対するサービス（駅からの道案内、現地に来たら塔基壇がここだと分かるような表示等）についても、盛り込んでいただきたい。

E 委員：八尾市全体の歴史資産を活用するうえでのゲートウェイということもあると思うが、北側に由義宮があったであろう地域があって、その中に寺院もある。説明板を設けるなど、由義寺関連遺跡群が広がる地域の活用を盛り込めないか。その方が地域の人注目し、将来の発掘に繋がるかもしれない。

会長：他の遺跡の保存活用計画では、周遊コースを設定しているところがある。地域全体で見せていく方法もあると思うので、検討していただきたい。

事務局：由義寺だけでなく、周辺を発掘調査して遺構や奈良時代の遺物が出ているところもあるので、そういうところも含めて、周遊コースの設定や表示するような整備ができるかを検討したい。

D 委員：史跡由義寺跡周辺の遺跡分布図を掲載しているが、周辺遺跡群の地図があった方がよい。由義寺跡を中心とした遺跡がどうあるのかが分かる寺などを書き込んだ図に変えた方がよい。

会長：未指定文化財の話と関わるが、表にある弓削神社や由義神社などが地図上に落ちていない。周辺の様々な文化財が見られることは、保存活用計画の中でも大事だと思う。

C 委員：第6章で、例えば史跡指定地以外で、遺跡が失われる可能性がある開発があった時に、どう対応ができるかについては書かれていない。最低、発掘調査をして、記録保存を行うという文言は必要。

事務局：史跡の周辺地域を構成する諸要素については定義付けしているので、第2節の中に入れるということもできる。

会長：追加指定の進め方のところに発掘調査の考え方があがるが、史跡指定地外での調査の進め方については、別途もう一つ上にあるといい。

D 委員：これから開発行為があった場合には調査しないといけないということを積極的にアピールすることが大事である。研究については、価値を高めるとともに、活用するために一般の人に伝えるための研究も必要だという意見もあるので、記載した方がよい。

会長：この遺跡は、中心部が見つかって史跡指定されたが、まだ周辺に眠っている。どう保存活用計画をつくるかは悩ましいところがあり、第6章は他の計画にない独自のものになる。

E 委員：必ずしも遺構がなくても追加指定することがある。ここが重要だということが何らかの形で分かれば指定していくべきだと思う。文献や絵図などでも可能性があるのも、「新たな遺構・知見」としてはどうか。あるいは、ある場所とある場所を結ぶうえで重要な場所は追加指定することもありえる。

会長：遺構がなくても、大量の木簡が出てきて指定されたことがある。

C 委員：何もでなかったからと言ってやめることはない。

会長：次回までに反映して議論することになる。また、審議会に出席できない場合は、意見を事務局に送っていただきたい。

2. 郡川西塚古墳の調査成果について

事務局：夏から発掘調査を実施している。7月23日に今回の追加指定の担当である文化庁の調査官に現地視察していただいている。今後、千塚の追加指定あるいは附として進めてはどうかとご指導をいただいている。

3 閉会挨拶（文化財課長）

以 上